

安全保障としての国際的感染症対策 —歴史的経緯の分析に基づく論点の提示—

武見 綾子

東京大学未来ビジョン研究センター 前特任研究員 / 技術ガバナンス研究ユニット・グローバル保健ガバナンスプロジェクトメンバー

Abstract

感染症対策と安全保障は、歴史的に複雑な関係にある。かつて国境での感染症対策や検疫が国防と同一視され、軍による厳しいボーダー・コントロールが行われた時代があった。一方、国際的な協力の獲得の場面においては、保健分野の科学的中立性や非政治性の強調、安全保障分野との独立性が半ば意図的に強調されてきた側面もあった。

近年では、安全保障分野の態様の変化、特に領域内にまで侵入するテロや生物化学兵器も含む攻撃方法の多様化によって、感染症対策と安全保障領域の間では政策実務上重要な「領域間重複」が見られるようになった。これは、インテリジェンスを含む情報収集およびサーベイランスが安全保障領域及び感染症対策の双方においてそれぞれ重要性を増したことによる。この取組みは情報収集の効率性を上げ SARS への対応を含む一定の成果につながったが、キャパシティーやカバレッジの面で課題も残された。

新型コロナウイルスの脅威によって、国際的な感染症対策は新たなフェーズに入ろうとしている。感染症対策はもはや重要性を表すためのレトリックとしての「安全保障」ではなく、様々な意味で具体的な国家防衛を含む国の安全保障と結びつきを深め、そしてさらにその傾向を強めようとしている。その中で①情報収集の効率性をいかに向上させるか、同時に情報の秘匿性や保健領域としての中立性をどのように両立させるか、②情報が仮に収集されていたとしても、どのように正確な意思決定を確保するか、③主権の及ばない領域外の他国に対してどのようにガバナンスをきかせるか、といった問題が喫緊の課題として浮き彫りになる。国際的な感染症対策を改めて安全保障の枠組みに位置付けた上での国家・国際的枠組みの双方で制度再構築が求められている。

0. はじめに

感染症への対応においては、一義的には生医学的な観点が重要となることは言うまでもない。一方、多様な歴史的な経緯、そして新型コロナウイルスの脅威が示すのは、感染症の問題が社会制度や国家、国際社会の問題と密接に結びついている点である。特に、安全保障と、国際的な感染症対策との関係は歴史的にも様々な形で議論となってきた。本稿では、安全保障と国際保健との関係について検討するとともに、新型コロナウイルスにおける安全保障と国際保健の関係における新たな段階の課題について整理・概観する。

伝統的には、安全保障は地政学的な関心に基づく戦略論を中心に、同盟関係や軍備競争、抑止力などについての研究を行ってきた。一方で近年、科学的技術の進歩や変化、テロの脅威の増進、他分野の問題との交錯関係などによって、「安全保障問題」の実態および射程や意味合いは変化し、「新しい安全保障の課題」として捉えられるようになった。

新しい安全保障論の視座としてこの分野を理論的にリードしてきたものの一つがコペンハーゲン・スクールによる「セキュリティゼーション」の議論である。この概念は、伝統的な軍事論や安全保障論の外の問題を安全保障論の射程内にするという意味において、新しい安全保障論の重要な視座の一つであり、非伝統的な安全保障を論じる際には広くこの概念が利用されている(Buzan et al.,1998; Buzan,1997, see also Kelle,2007;Trombetta, M. J. ,2010; Biswas, N. R., 2011)。これらの研究では「セキュリティゼーション」を「成功したスピーチ・アクト」と位置づけるが、スピーチ・アクトは、「ある政治的コミュニティにおいてある事象を守られるべきものに対する実存の脅威として間主観的な理解をもたらすもの」と定義される(Weaver,1993;see also, Buzan and Wæver, 2003, p.491; Stritzel, 2007, p.358)。つまり、この議論の中核はある事象を安全保障ととらえさせる言語行為と、それを行う主体と受け手との間のプロセスそのものであって、実証的な側面から言えば「セキュリティゼーション論」は一種の為政者(など、スピーチ・アクトを行うものの)の政策伝達やフレーミングの戦略と見ることができる。一方、「セキュリティゼーション」概念は特にそれをフォローする実証研究においてスピーチ・アクトが存在したか否かを問わず、「セキュリティゼーション」の定義に適切にあてはまるもの以外にも適用されており、(Kelle, 2007; Trombetta, M. J. ,2010; Biswas, N. R., 2011)「新しい安全保障」概念における様々な分類に対するある種の「混乱」の理由の一つともなっている。

非伝統的安全保障論に関しては、これらに加え、脅威の多様化、伝統的安全保障の課題解決のための問題(石油備蓄やエネルギー問題などを含む)、国際社会の安定、等を中心に多様な視角からの議論が重ねられている(Hameiri, S., & Jones, L. ,2013); Von Solms, R., & Van Niekerk, J. ,2013; Shea, J. ,2013; Srikanth, D. ,2014; see also, 赤根谷, 2001)。

一方、これらの先行研究は、「新しい安全保障分野」の課題の多様性やそれに対するアプローチについての分析が中心である。しかし、この議論はいかに安全保障問題が主観的に捉えられうるもので伝統的な軍事に限られないものか、そして脅威自体が多様化しているかについて論じるものであり、それに対してどのように対処しているかについての政策実施レベルの議論は十分ではない。特に、「新しい安全保障の課題」は、論理必然的ではないもののしばしば伝統的な安全保障の視角から見れば「異領域」との関係性が発生することが観察されるが、その政策実施時における交錯や重複関係がどのように構成され/運用されているか、そしてそのことに肯定的・否定的両面でどのような含意があるかについては、分析が十分になされていない。また、これに対する対応がどのように行われるか、あるいは行われるべきかについての検討も十分な整理が行われているとは言い難い。本稿は、国際的な保健行政と安全保障について、特に新型コロナウイルスの事例が新たな位相を示していることを踏まえ、この視点から検討を加えた上で今後の含意を導出することを目的としている。

1. 安全保障と感染症対策の歴史－「重複」から「領域間分離」へ

まず、16世紀～18世紀にかけて、国境の管理と感染症対策が「ボーダー・コントロール」という共通の目的の下政策実務上ある種の「一致」が観察された時期があった。

1851年、国際衛生会議が初めての国際的な衛生行政に関するレジームとして発足する以前、特にヨーロッパにおいて国際的な伝染病の管理は軍事的な組織による国境管理と直接的に結び付いていた。特に、1700年代、感染症の管理はヨーロッパ諸国のオリエントへの国境防衛とみなされていた。例えば、1600年代オスマン帝国からの深刻な感染症の被害に悩まされてきたオーストリアは、これに対して「サニタリーコードン」を設置した。この原型は16世紀前半ごろにハプスブルグ帝国によって南からの侵攻を防ぐために設置されたものだったが、1710年には、当時の公衆衛生関係の責任者より既にこの国境防衛を疾病の防衛にも利用しようとする意見が出ていた。1730年代後半になると、ウィーンの Sanitary Court Commission は先行していた海路検疫の対応を参考に、ペストの流行を回避する新たな方法を編み出し、1770年に「健康基本法:1770年 (General Norm of Health Service 1770)」が制定されると、「軍事境界(Military Border; Militargrenze)」との名のもとでの運用が開始されることになった(Balazs and Foley, 2010, pp.75-77; see also, Rothenberg, 1973, pp.17-18)。この「軍事境界」はレトリックだけではなく、実際に特殊な軍事組織によって管理・運営されていた。特に1776年からは、すべての担当者が厳しい軍事管轄(military jurisdiction)のもとに置かれるようになった。この運用は非常に厳格なものであり、この検疫を破ると軍事的な処罰に課せられ、銃殺の可能性もあったという。なお、以上のような傾向から、情報管理においても「軍事境界」に関連するものは一律に軍事管轄下に置かれた(Rothenberg, 1973, p.20)。

以上のように、特に公式な国際レジームの形成以前の段階においては、保健行政、特に感染症に関わる行政行動は軍事的な管理行政と相当程度の一致が見られた。

一方、国際的な保健制度形成の端緒においては、安全保障と国際保健は意図的なものも含めてその差異や両者の独立性が強調される、いわば「領域間分離」が観察された。

例えば、1851年に設立された国際衛生会議¹の設立経緯にあたっては、検疫措置に関する懐疑的な議論や経済的理由を背景とした調和化への要請によって、衛生措置について協議する国際的な会議の場が持たれた。そもそもこの会議は、1830年代のコレラ大流行への対応として設立されたが、設立の大きな理由の一つは、検疫措置の失敗と感染症対策に関する方法論についての不具合であったと見ることができる(see also, Winslow, 1944; Schepin and Yarmakov, 1991, pp.63-66)。また、貿易の面においても、各国では調整されていない過剰な検疫措置によって貿易が阻害され、経済的な損失が無視できない水準に達していた(Schepin and Yermakov, 1991, p.63)。経済的損失を伴う過剰な検疫措置によるボーダー・コントロールを科学的なある種の「合意」によって乗り越えようとしたという観点からは軍事的な管理による衛生検疫措置は、国際的な協力体制形成と対置される存在であったと観察することができる。

さて、第1次世界大戦後、国際連盟において保健機関である国際連盟保健機関(LNHO)が樹立されたが、この経緯においても、安全保障との区別・対置が観察される。LNHO設立の根拠条文となった国際連盟規約における国際保健条項はもともと国際赤十字条項であり、非国家主体に公的な性質を持つ保健に関する機能を担わせることに疑問を持ったイギリスの働きかけがあり成立していった。赤十字社連盟(LRCS)の提案者である Davison が、第一次大戦下、いわば軍事的な利益に利用

¹ この会議は最初の公式な保健衛生に関する一般的国際的会議であるとともに、現代まで続く国際保健行政の根幹をなしていたとされる。

され続け、また戦略的に利用されようとした ICRC に対する組織の意義に関する再定義を目指すという動機に基づき各国に積極的に(将来の)LNHO 設立のためのビジョンを説明したことが、協力獲得のための成功の背景に存在している(Davison,1919)。つまり、LNHO 設立実現には、戦時下で「軍事化(militarization)」してしまった国際赤十字委員会(ICRC)への反省とより中立で一般的な篤志活動への志向が大きな役割を演じている。

また、WHO(World Health Organization)の設立経緯においても、安全保障分野と切り離れた経済社会分野を強調するという、ミドルパワー諸国の戦略的なアプローチが功を奏した側面がある(Chapnik, 2007; Lee, 2009; 安田,2014; Farley, 2008)。まず、ダンバートン・オークス会議においては第2次大戦後、旧来的な意味での安全保障分野に関心が集まる中、ミドルパワー諸国は積極的に経済社会的問題へのアプローチを行おうとするとともに、両問題の分離・独立へのアプローチを行おうとし、特にカナダなどの努力によって、保健分野の協力体制を含む ECOSOC(United Nations Economic and Social Council)が成立した(Chapnick, 2007)。さらに、より具体的には中国の Dr. Szeming Sze、ブラジルの Dr. de Paula Souza、ノルウェーの Dr. Karl Evang といったミドルパワーの医師たち、特に Dr.Sze のサンフランシスコ講和会議での努力が、国際的保健機関の設立に大きく影響した(Sze, 1988)。大国が軍事的な安全保障に関する議論に注力する中、ミドルパワー諸国にとって経済社会分野は存在感の顕示に必要であるとともに戦後国際秩序における大国の影響力を限定するためにも有益と考えたことが背景にある。このように、WHO の設立に当たっても、広い意味での経済社会分野の軍事面からの独立性が主張された。

最後に、WHO が冷戦下の政治的対立にも関わらず活動を継続した経緯について検討する。冷戦下、伝統的な安全保障上の利益に関する対立が激しくなる中で、WHO は、業務の対象は科学的なものに限られ、安全保障上の対立や政治的な対立からは自由であると示すことで活動の制約を回避するため、自ら活動の範囲を制限したり、制限したことを強調したりする傾向が見られた。その傾向は、本来論理的には伝統的安全保障と関連が薄いと考えられるような社会医学の範囲にまで及び、特にアメリカは社会医学の取り扱いについて平時の保健の在り方に対して「社会的に」国際機関が関与することは過剰介入であり、その考え方の根本にはソ連の影響力があるものとして反発を強め、両者の間の合意はなかなかとられなかった(WHO,1958; この評価について、Lee, 2009, p.14, Farley, 2008, pp.111-123)。具体的には、梅毒の対策において社会的なアプローチの重要性が認識されながらも WHO としての対応が見送られたケースなどが挙げられる(WHO, 1948b; Farley, 2008,p.143)。しかし、これを逆手に取り、相対的に各国の争いが生まれにくい分野²とされる最低限必要な生医学的な対処に WHO は注力するようになり、冷戦の厳しい状況下にあっても WHO の活動はその範囲で維持され、医薬品の効力が高まりや大規模投与が可能となったこともあり一定の成果を上げた(WHO, 1958)。

以上のように、国際的な保健協力の獲得にあたっては、半ば意図的なものも含めた「保健」の科学としての中立性が強調された。これは、国際保健行政の非政治性を表すものではなく、むしろ政治的に複雑な各国関係の中にあって協力を確保するための戦略と見ることもできる。

² カトリック教会を始めとする宗教的な介入を避けやすいとも考えられた。

2. 「インテリジェンス」と「サーベイランス」が繋ぐ境界—安全保障と感染症対策との新たな領域間重複はなぜ起こったか³—

以上に見たように、特に国際的な協調構築の場面では安全保障と保健行政は慎重に切り分けがなされてきた。しかし、近年、この傾向には一部で変化が生じている。背景には、安全保障領域と国際保健領域それぞれにおける情報共有の重要性の増加がある。

安全保障から見た情報収集の重要性

安全保障領域

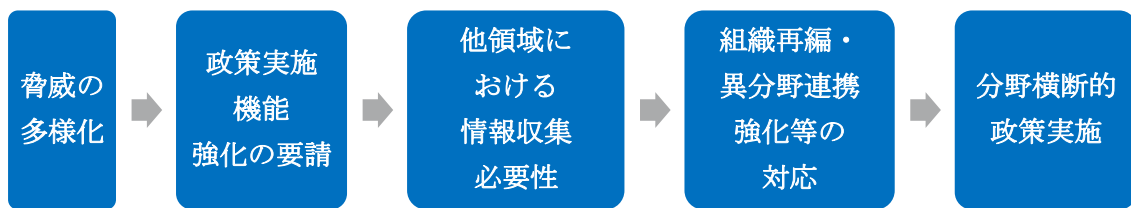


図1 筆者作成

非伝統的安全保障論においてしばしば指摘されるように、近年安全保障分野においては脅威が多様化している。脅威の多様化の一つの面は、攻撃方法・内容の多様化である。生物化学兵器、宇宙からの攻撃、サイバー攻撃などは伝統的な安全保障領域がかつては対象としない分野だった。もう一つの面がテロの脅威の伸長に代表される、攻撃態様の多様化である。1990年代半ばから、攻撃主体を特定しにくいテロによる攻撃が大きな脅威として認識されるようになった。例えば、Fledman(2004)はこれをセキュロクラティック・ウオー、という概念を用いて、地域・領域的限定性のない性質を伴う「公衆の安全を守る」という新たな戦争の形が提示されていると論じた。先行研究はこれら2つの特質について、現代的な脅威においては、「薬物、犯罪、テロ、違法移民、生物学的脅威 (biological threat) などのオープンエンドで非領域限定的な戦争」が「社会生活に埋め込まれている」と表現した(Graham, 2011, p.91; Feldman, 2004)。

以上のような問題を意識することは、安全保障上の戦略に大きな変化をもたらした。特に後者は、伝統的な安全保障分野で取られていた戦略の一部の有効性の低下をもたらした。というのも、テロには、司法管轄の問題、攻撃者特定の問題、攻撃者の背景にある組織・国の関与の証明の問題、予測の困難に関わる問題などが存在しているためである。

つまり、これらの「新しい脅威」に対抗するためには、伝統的な軍事資源の強化のみならず、情報収集(インテリジェンス)、監視(サーベイランス)が重要になった。情報を事前に入手できなければテロに対抗することは難しく、また攻撃主体の特定が行えなければ適切な反撃や、抑止を行うこともできない。加えて、脅威自体が多様化しているところ、特に生物化学兵器やサイバー攻撃など被害の

³ 本章は、未公開の博士論文 松浦(武見)(2017)を引用する。

拡大が予想され初期対応が重視される攻撃に対しては、伝統的な意味での軍事資源にとらわれず、早期対応を優先しなければならない。

この点について、Graham(2011)は、軍事行動の変質について議論している。Graham(2011)はイギリスの例も引きつつ、テロの脅威を含む戦争の現代的変質によって軍事行動が変化し警察行動と結びつき、戦場においてのみならず、「都市の」、一般的な社会生活の中にも立ち現れるようになったとしている。軍事と民生におけるテクノロジーの応用の境界が、サーベイランスと日々の日常の統制の境界が、西欧社会の日常と植民地や資源獲得のためのアグレッシブな戦争との境界が、失われてきていると主張する(Graham,2011,p.3)。

Graham(2011)の議論における主眼は日常の警察行動と非日常的だった軍事行動の境界があいまいになり、通常の都市生活まで監視下に置かれる可能性に関する点におかれている。この点で、この議論では他領域との関係性について及ぼす影響については主眼に置かれていない。一方、本事例でも見たように安全保障の変質への対応は安全保障自体の変質と同時に、情報収集と監視を通じて、具体的に他分野との政策実施面での対象の重複や政策実施上の利用関係の構築へとつながっている。

例えば、アメリカ国内の事例では、9.11後のテロ対策委員会の指針が参考になる。9/11テロ対策委員会は、関係各機関が情報を「知らなければならない」文化から(機関間で)「共有する」文化へ変更することの重要性を指摘し、そのためのインセンティブ構造を付与すべきとした。というのも、「知らなければならない」文化は、様々な情報を入手してもこれが役に立つかの考慮の下、内部的な情報共有プロセスによって情報を排除してしまうことがあり、また同時に過剰な情報のセキュリティ確保を志向する傾向が見られ、これが機関横断的な情報共有のための障壁になっていると考えられたからである(Relyea and Seifert, 2005, CRS2-3)。そして、これを機に DHS (United States Department of Homeland Security)の下には Homeland Security Information Network (HSIN) initiative が設置され、当初の「法執行とテロ対策のミッション」を越えて性質を問わず幅広く関連しうる情報を入手するため、50州5領域50の主要都市を Homeland Security Operations Center (HSOC)によってつないだ (Relyea and Seifert, 2005, CRS6)。

このように、政策の実施における変化の特性は、単に安全保障政策の日常への侵入という以上に、監視行動や情報収集活動を通じた、個別・独立に構築されていた異なる分野や領域との間での「重複」の構築の面から理解することができる。

さて、こういった状況を背景に、安全保障の強化という観点から保健領域との間に「重複」が見られるようになった。

一つは、国際レベルにおける BWC(Convention on the Prohibition of the Development, Production and Stockpiling of Bacteriological (Biological) and Toxin Weapons and on their Destruction, 生物兵器禁止条約、以下 BWC) 自体の履行遵守と実施強化のための方策である。そもそも、生物兵器の禁止には、性質上の大きな困難が伴っていた。生物兵器の開発と、平和目的の研究開発の区別をつけることは大変困難であり、この点で開発そのものが直接的に危険視できる化学兵器についての化学兵器禁止条約とも履行遵守のための方策が異ならざるを得ない。この履行確保の困難から、より早期に健康被害が発生した状況自体を探知する必要性が強くなり、他領域との間での連携行動確保の期待が強まった。また、情報を恒常的に入手するためには新たな組織を作るよりも、既にリソースがありかつ生物兵器の危険があると断定が困難な場合にも対応が可能な保健機関から情報を入手したいとの意向が強まった。結果、BWCレジームはインシデントの初期的な探知について WHO に大きな期待を寄せるようになっていく。

二つ目は、安全保障上の脅威の形態の変化を受けた各国国内での組織編成の変化である。テロの脅威が伸長したことによって伝統的な意味での抑止力への期待には依存できなくなり、いかに早期に危険情報を入手するかが重視されるようになった。本事例では、BWCのレジーム創出に直接的に働きかけたアメリカでインテリジェンス能力の強化の一環としてCDC(Centers for Disease Control and Prevention)とDoD(United States Department of Defense)との連携やDHS(United States Department of Homeland Security)の創立が確認される。DHSはWHOと直接の情報交換を期待しており、実際に一定の共有チャンネルが確保されている。これは、各国国内軍事組織との連携というだけでなく、UNODA(United Nations Office for Disarmament Affairs)-WHO間の連携促進の下敷きともなった。

国際保健から見た情報収集の重要性

非安全保障領域

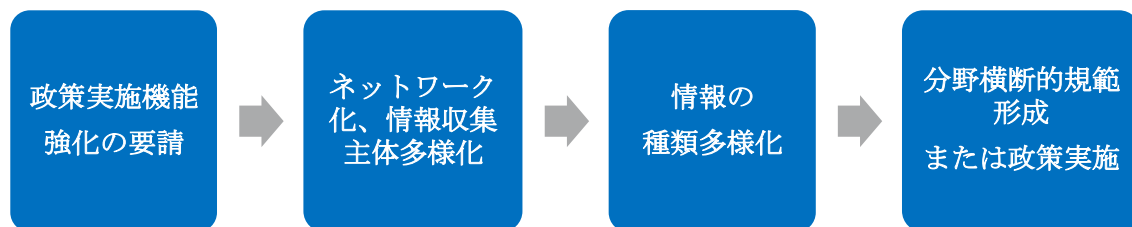


図2 筆者作成

非安全保障領域においても、その政策実施機能強化の要請から、安全保障領域とは別の観点から「重複」が起こる下地が形成されていることを見て取ることができる。

国際的なレベルにおいて、特定の法、政策の実施を確保することにはいわば性質上内在的な困難が伴う。国際的な規制・規範においては、いわゆる法の履行を強制するための上位の執行機関およびそれを担保する権能を多くの場合欠いているからである。このような問題に直面しながら、国際的な法の履行を確保するためには、あるいは国際的に政策の実施を強化するためにはどのような方策がとられるべきかが、長く議論の対象となってきた。

これについて、実施機能を強化のための方策の一つが、多様な情報源からの情報入手である。

そもそも、政策の実施機能を強化するためには、その政策が履行されているかどうか、あるいは当該国際法が遵守されているかどうかを明確にする必要がある。そのため、しばしば政策の実施が行われているかについて、加盟国からの自主的なレポートを求めることになる。しかし、国による自主的なレポートには、①能力・資源上の限界から報告ができない場合②政策の実施の有無や程度を報告するインセンティブに欠ける場合、などがあり、報告自体が十分に正確なものとならない可能性が高い。例えば保健行政における例でも、感染症を探知する能力に欠けたり、経済的な影響を避けるために報告を回避しようとした様子が見られた。

これを緩和するために、多様な情報源からの直接的な情報入手が志向されることになった。これによって、自主的な報告の場合には国が「もみ消す」ことができていた情報なども複数のチャンネルから逐一入手できるようになった。例えば、WHOをはじめとする国際社会が中国政府の消極

的な報告姿勢にも拘らず SARS(Severe acute respiratory syndrome)の情報を早期に入手できたのは GOARN(Global Outbreak Alert and Response)と呼ばれるサーベイランス・ネットワークからの情報が あったためであるとされる。WHO の専門家は、かつて情報を既に入手していても加盟国の承認がないため援助を行えない事態にしばしば悩まされてきており、情報源の多様化は大きなパラダイムシフトであった(Interview4, WHO, 2015)。他の例として、例えば ILO(International Labour Organization) は歴史的に、加盟各国に政策の実施に関する自主的な報告を求めるとともに、複数の情報資源(貿易組合、対象国以外の大使館、ILO 事務局等)から情報を入手することで加盟国からの不正確な情報に対抗し、政策の実施を強化することができた(Haas,1964)。このような複数チャネルによる政策履行の実施強化は、人権・環境分野でも同様の傾向が観察された(Chayes and Chayes, 1995)。

そして、科学的な性質を持つものにせよそうでないものにせよ、既に構築され、監視やモニタリングを行っているネットワークを利用する以上、必然的にそのネットワークが過去に集めてきた情報や、ネットワーク自身の性質に間接的な影響を受けることになる。もちろん、意識的に限られた情報のみを手に入しようとする限りではないが、技術的な発展によって情報伝達・集約コストが相対的に下がったこともあり、収集される情報の性質によってはかえって情報の仕分け・分類・分析コストの方が集約コストより大きくなることもある。その場合には、分野横断性が規範や政策自体に明文で反映されるかは別として、政策の実施において「重複」が観察される可能性はより高くなることになる。なお、これらの傾向は、科学技術の発展(特にこの場合インターネットの発展)によって情報の集約コストが大幅に低下したことによって、さらに強化されることとなった。

さて、このような経緯は国際保健領域においても観察することができる。

IHR(International Health Regulations, 国際保健規則)は 1969 年まで限定的な疾病のみを報告対象としてきたが、2005 年に大幅に対象を拡大している。つまり、コレラ・黄熱・ペストの三大感染症のみを各国が報告するという報告義務体制から感染症の種別を問わないだけでなくそのインシデントの発生が故意か自然発生かも問わずすべての「国際的な公衆衛生上の脅威となりうる全ての事象」へと報告義務対象が拡大された。これは、感染症監視に関する規則としては歴史的に見て極めて大幅な変化と言え(Interview1, WHO, 2015)、単純に見た場合、オールハザード・アプローチをとっている点で保健分野を扱う WHO の所掌範囲を逸脱しているともいえるような大胆な改正である(Ibid.)。このことは、保健レジームであるにもかかわらず対象範囲の面で安全保障レジームと重複した、とも見ることができる。

では、何故このように大幅な改正が可能となったのか、またなぜこのような内容の改正に至ったのか⁴。この背景となったのが 1997 年には GOARN と呼ばれる専門家ネットワークが既存の組織のネットワークとして設置され、2000 年には公式に WHO の制度として位置づけられた点である。GOARN は国際的に重要な感染症流行に関する情報収集を行い、確認し、対応を行うために、人的リソース、技術的リソースをプールしてきた。250 以上の専門家機関や根とワークから構成され、2019 年時点までで 135 以上のオペレーションを行い、90 か国以上での支援を行ってきた。参加するパートナー機関は多様だが、各国の医療サーベイランス機関、地域の研究機関、研究所、他の国際機関のネットワークが含まれる(<https://extranet.who.int/goarn/>)。IHR の改正は、その内容、特に報告義務の対象や主体等重要な改正による変化の面において、既に使用していた疾病のサーベイランス・ネットワークのプラクティカルな作用を単に法文化したものとの性質が強いと指摘される(Ibid.)。

⁴ これについて、一般的には IHR の改正の理由は、2003 年の SARS の発生であったとされる。しかし、IHR の改正作業自体は 1995 年から始まっており、数度の議論を経て 2004 年には既に成熟した段階にあったとされる。その点で、SARS は最終的に重要な後押しではあったが必ずしも決定的なファクターではなかった。

この専門家ネットワークの中には米国の DoD-GEIS(現 AFHSB-GEIS: Global Emerging Infectious Surveillance and Response System)と呼ばれる感染症サーベイランス機関含む複数の軍事機関の参加もあった。GEIS は 1997 年に大統領令(Presidential Decision Directive, National Science and Technology Council-7)によって設立されたアメリカ国防省が海外に存在する研究機関等と提携するネットワークで、70 か国以上にあるパートナー機関と連携している。また、GOARN には、ドイツの German Armed Forces Medical Service, Ministry of Defence、ノルウェーの Norwegian Armed Forces Medical Services、フランスの Centre d'épidémiologie et de santé publique des armées (CESPA)、に加え、研究機関としてはアメリカの U.S. Army Medical Research Institute of Infectious Diseases (USAMRIID)、タイの Armed Forces Research Institute for Medical Sciences (AFRIMS)も参加している。

このように、2005 年 IHR の最大の改正のポイントであった、(1)国家主体に限らない情報収集、および(2)報告義務射程のオールハザード・アプローチへの拡大の 2 点は、実際に既にインフォーマルソースから情報収集を行っていたことが背景にある。ネットワークベースの報告においては、その起源を自然発生のものか、故意によるものか判別をすることは現実的には難しい又は不要な時間がかかることから、発生の原因を判断し分析することを報告時点では求めないようにして迅速性を確保しようとした(Interview1, Interview2, Interview3, WHO, 2015)。また、間接的には、生化学物兵器の使用の探知も視野に入れた軍事サーベイランス機関の参加も、探知対象拡大につながっている。

つまり、WHO による感染症監視レジームの一連の「発展」はボトムアップの性質を持つ。一つ一つの技術的な成功や専門家ネットワークの(時に物理的な意味での)構築の成功からネットワーク相互の情報共有が進み、そのことが長期にわたり停滞していた改正を後押しするとともに内容面でも大きな変化をもたらすことになった。

このように 2005 年の IHR 改正では国際保健上の枠組みという観点でも、領域間重複という観点でも制度的に大幅な進展が見られた一方で、新型コロナウイルスへの対応にも見られるように、いくつかの点で課題も残った。

- ① GOARN のサーベイランス能力: GOARN はその名の通り”Alert(警告)”と”Response(対応)”の双方を対象としていたが、実質的な運用としては、特に途上国における”Response”に大きく比重が置かれている。また、GOARN を運用する人数も非常に少なく、迅速な探知とそれによるリスクアセスメント及び警告について、一貫した対処を行うという観点からは課題が残る状況にあった。WHO については、2013 年のエボラ出血熱の事例においても MSF(国境なき医師団)からの初期の報告に対する初動の遅れが指摘されているが、WHO の体制およびキャパシティの面で、治療薬の存在する既知の疾病に対する途上国の支援を行うという点に大きく比重が置かれている(置かれざるを得ない)状況にあり、不確実性の極めて高い文脈において迅速な対応を行うという視点からは十分な体制が構築されているとは言い難い。
- ② 各加盟国のキャパシティ: IHR が目指す体制を整備するためには各国でコアキャパシティが確保されることが肝要だが、発展途上国では、この実現において困難に直面している。各国自身による報告でも達成度は限定されており、当初の達成期限である 2012 年末までに達成したのは、締約国 192 カ国中、42 カ国にとどまった。現在も JEE (Joint External Evaluation) と呼ばれる外部評価が継続しているが、各国の履行率は 60%程度にとどまっている (<https://www.who.int/gho/ihr/en/>)。

3. 新型コロナウイルス対応における「安全保障」の顕現

ここまででは、かつてボーダー・コントロールとして国際保健と安全保障が「一致」していた時期から国際保健が安全保障と対置されるようになり、そして情報の効率的な収集の観点から両領域が重複・交錯していく過程について議論した。以下では、ここまでの議論を踏まえつつ新型コロナウイルスの事例を通じて観察される安全保障と(国際)保健分野の関係性において検討する。ここでは、新型コロナウイルスが多様な意味でより直接的に各国の安全保障と関わりを深めていることが観察できる。例えば、以下のような点が挙げられる⁵。

- ① 軍事資源の活用: 各国は検疫検査を始めとするオペレーションにおいて自国軍を活発に利用している。米国、イタリア、中国、スペイン等多くの国が物資の補給以上の観点から新型コロナウイルスへの対処に軍隊を利用している。日本でも防衛省も新型コロナの水際対策強化で自衛隊に災害派遣命令を出した。
- ② 入国・国境管理: 新型コロナウイルスに対し各国は入国制限を課し、かつて医薬品のなかった時代のペストやコレラのように、強力な移動制限を伴う検疫措置による措置を取らざるを得ない状況にある。純粋な公衆衛生上の問題が一部で国家の国境管理としての性質を持つようになっている。
- ③ セキュリティ化: 問題の重要度の高さとして象徴的に「安全保障」として新型コロナウイルスの問題を取り扱う「セキュリティ化」も各国で起こっている。一例として、日本のNSC(National Security Council: 国家安全保障会議)は「経済班」を設置し、新型コロナウイルスの問題を安全保障議題として取り扱うことを決めている。
- ④ 安全保障上の利益に基づく情報収集: 前半でも見た通り、安全保障上の情報収集と公衆衛生上の情報収集は政策実務上一部重複している。新型コロナウイルスの事例でも、米国では、1月3日の時点でインテリジェンスコミュニティが既に新型コロナウイルスの潜在的な脅威についてトランプ大統領に詳細な報告を行っていた。しかし、トランプ大統領及びその側近はこれを政策に反映していなかったとされる。
- ⑤ リソース・ナショナリズム: 物品確保の観点から他国への支援・輸出制限や管理が行われている。新型コロナウイルスの例では医薬品・マスク・防護服等の輸出管理が行われ、これら生命に関わる医療資源の生産国内回帰の議論も進む。また、食糧貿易が停滞し、他国からの輸入依存一般が問題視されつつある。
- ⑥ 「国力」低下による軍事的緊張: 軍事的リソースへの感染の頻発による安全保障対応能力の低下、より広く疫病拡大による経済・社会的な負担に伴う「国力」の低下によって、軍事安全保障上の脅威が増加する可能性がある。例えば、アジア太平洋地域で活動する米海軍空母で新型コロナウイルスの感染が発生し、米軍の即応能力の低下が懸念される中、中国軍による挑発的な動きが頻発している。

まず①軍事的資源の利用について、本論でも指摘したように、保健領域の水準確保・維持のためにオペレーションレベルで軍事的資源を動員することは珍しくない。指揮統率の取れた形式で援助を行うことを可能とする点、短時間での準備が可能となる傾向にある点など、広義の災害時対応として軍事的資源を利用することの価値はしばしば指摘される。特に高い規律が必要とされる感染症対策において本傾向は顕著で、新型コロナウイルスの事例においても、例えば日本に寄港した新型コロナウイルスの集団感染が発生したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の対応事例において、防衛省は延べ約 2700 人の自衛隊員を投入し約1カ月の活動を行ったこと報告された。多数の陽性患者を受け入れた各地の自衛隊病院でも院内感染は確認されず、自衛隊幹部は「最高レベルの防疫態勢をとった。他省庁よりもウイルスへの警戒は徹底していた」としている(東京新聞、2020b)。ドイツは新型コロナウイルス対応に危機対応・災害対応として 15000 人の軍人を動員した(WEF, 2020)。軍

⁵ 以下は代表的なケースを挙げたもので、網羅的なものではない。

事リソースの活用は各国間の支援状況にも見え、例えばロシアは軍用輸送機で支援物資と軍医をイタリアに派遣、中国も救援物資と医療チームを派遣した (FNN, 2020)。

厳密には単なる軍事資源の活用を超えて、インテリジェンス機関が新型コロナウイルスの対応に大きな役割を担ったのがイスラエルの事例である。イスラエルでは、通常公衆衛生上の問題には関与しない諜報機関である Mossad が、医療物資や人工呼吸器等の医療機器の他国からの確保やテロ対策用の電話トラッキングアプリなどの活用で新型コロナウイルス対策に貢献した。医療資源調達にあたっては、Mossad、防衛省(Ministry of Defense) 物資購買部門、そしてスパイ活動用の機器の調達を担っていた軍のインテリジェンス機関 Unit81 による指揮統制センターが設けられ、調達から配布までの一貫した指揮を担った (Bergman, 2020; Lieber, 2020)。

新型コロナウイルスについては、飛沫感染で基礎再生産数が大きいという特色もあり、国境封鎖・国境管理の厳格化(②)も見られた。マレーシア、ロシアを始め、欧州連合もこれに続き、入境を原則として禁止する措置が取られた。特に欧州はシェンゲン協定域内での移動制限には消極的だったが、3 月半ばにイタリアを中心に感染が拡大すると、スペイン、ドイツを始めとして事実上の国境封鎖措置が取られることになった。この国境封鎖措置は軍隊の関与と無縁ではない。例えば、ラトビア政府は新型コロナウイルスの状況深刻化に伴い軍に国境管理を要請した。ポーランドも陸路国境に軍隊を派遣し、人の移動の制限を強化した(Baltic News Network, 2020; WEF, 2020)。

この点は一見過去の軍事的国境の制限の「一致」と同一視できるし、事実オペレーションとして似通っている。治療法がなく感染力が強い過剰な国境封鎖によって引き起こされる課題がある点についても同様である。一方、軍事的な安全保障目的及び指揮系統の下国境管理の延長として定義された 16 世紀の事例と異なり、あくまで公衆衛生上の対策の延長として対処が行われているという観点からは、一見「軍事的な」性質を伴うように観察されても、一義的には公衆衛生上の目的達成のため合理的な協力体制が拡張されたものとして理解できる。ただし、軍事的なリソースの動員は完全に安全保障上の議論と切り離すことはできない。

③に見るように、セキュリティゼーションも新型コロナウイルスにおいては頻繁に観察される。グローバル・ヘルス・セキュリティという概念が新聞紙面上でも一般的に取り扱われるようになり、「国家的な最優先事項の一つ」、とほぼ同義に「安全保障」概念が使用されることもある。先述のように、日本の NSC では 2020 年 4 月付で経済班を設けた。「経済班」は、サイバーセキュリティなどに関する政策立案や新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けた、各国の対応や経済情勢に関する情報収集にあたりとされる(NHK,2020b)。官房長官は「安全保障のすそ野は、経済や技術分野に急速に拡大している。日本と世界のヒト、モノ、カネデータの移動について、安全保障の観点から適切に制度設計を行う必要がある」と述べており、安全保障分野と関連付けられたことは間違いないが (Ibid.)、業務としての新型コロナウイルスに関する取扱いは(1)各国の対応や今後の経済情勢について情報収集と分析(2) 水際対策の強化に向けた各省庁の総合的な調整が主である。この観点からは、今後変化の可能性はあるものの、日本の NSC における新型コロナウイルスの取扱いは直接的に軍事的意図と関わるものというよりは広義の安全保障としてのフレーミングに力点があったと見ることができる。

一方、特に他国に視野を広げた場合、セキュリティゼーション論がしばしば懸念してきた、「安全保障概念の使用によって強力な私権制限を可能とするケース」についても観察できる(Wæver, O., 1993)。中国政府による検疫措置のための隔離措置や移動制限が一例であり、アメリカ、EU 諸国で行われたロックダウン(都市封鎖)等も公益のための私権制限と理解される。フィリピンでは、非常事態に合わせ大統領の権限が強化された(日経新聞,2020b)

さらに、監視の強化、データの利活用等の観点にも国家権力の営為を見ることができる。例えば、中国では社会信用システムが新型コロナウイルス対策に全面的に使用されているが、緊急事態にこういった対策がどこまで正当化されるかについては議論の余地がある。中国は新型コロナウイルス対応で市民の行動監視の水準を上げており、身分証明書番号などと健康状態、行動履歴を紐づけて一括把握する形態をとっている(日経新聞,2020a; 日経新聞,2020c; see also, WIRED, 2020)。日本でも総務省が新型コロナウイルス対策、特に集団感染の状況把握として NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、グーグル、ヤフー等通信大手に対し3月31日付で個人情報にあたらないデータの提供を求めたことについて、データの慎重な使用が期待されている(朝日新聞, 2020)。アマゾン・マイクロソフト・アップルも感染者の行動履歴等から感染拡大を防止するため感染可能性のある使用サービス利用者の通知を行うサービスの提供を検討しているが、これらのデータがどこまで政府との間で共有されることになるかは不透明である。

さて、④にあげるような米国の状況からは、情報収集における安全保障領域と保健領域のクロスオーバーと、その失敗が観察できる。ホワイトハウス・ブリーフィングでは、Health and Human Services Secretary の Alex Azar が少なくとも1月3日の時点で CDC からの危険信号を受け取っていたことを示している。1月から2月初旬にかけてこのような警告は次第に増加し、既にその時点で Office of the Director of National Intelligence や CIA(Central Intelligence Agency) からの報告のうち大部分を新型コロナウイルスに関する問題が占めていたという。しかし、トランプ大統領はこういった報告を受け付けず、再三にわたるこれら情報機関からの対応要請に応じなかった(Harris et al., 2020)。

また、その前段階として、トランプ大統領は2018年に NSC のグローバル・ヘルス部門を廃止した。これによって CDC の EIS(Epidemic Intelligence Service) を始めとした機関が政府に直接グローバル・ヘルス・セキュリティーに関する問題や状況の報告をすることが困難となったうえ、各情報機関からの情報を適切に集約し対応することが困難となり、新型コロナウイルスへの反応の遅れの大きな要因の一つとなったことが指摘されている。解体以前、例えば2016年時点では、NSC 下にオバマ政権率いるグローバル・ヘルス・セキュリティー部門を設置し、エボラ出血熱の調整された対応にあっていた。同チームはレスポンス・コーディネーターである NSC のスタッフを通じ大統領を含む政府の最高意思決定機関への報告ラインを有しており、各州政府や機関との同分野における調整も担っていた(Ibid.)。2018年、Bolton 氏によって NSC が再組されるにあたり、グローバル・ヘルス・セキュリティー部門のトップだった Rear Adm. Timothy Ziemer は突然解雇され、さらに包括的・総合的なバイオ・ディフェンスの必要性を唱えていたホワイトハウスの Homeland Security Adviser だった Tom Bossert 氏も解雇された(Sun, 2018)。前ホワイトハウス NSC, global health security and biodefense 部門のシニアディレクターだった Cameron 氏は、同部門の解体によってホワイトハウス内で十分に調整された対応が取られることが大幅に阻害されたことを指摘している⁶ (Cameron, 2020)。

日本の NSC でのパンデミック対応の編入は、経済的な大打撃との関係でその重要性を強調する観点から比較的広義の安全保障概念を前提としている。一方、以上に見たように、米国は明示的にバイオテロも含んだ総合的な「軍事的」対応として NSC のグローバル・ヘルス・セキュリティー部門を

⁶これについては、同じワシントンポストに NSC の Tim Morrison からこれは単なる改組であってヘルス・セキュリティー部門を完全に消滅させたものではないという反論も寄せられている(Leonardi, 2020)。一方、専門家が政権内に残っていても、調整・組織化された意思疎通や情報の評価が困難になっていた可能性は高く、また人員・部門として削減されていたこと自体は間違いなく、Morrison 氏の反論もこの点を覆すことができるものではない。

位置付けていた⁷が、2018年にこれを(少なくとも名目上)解散することになった。さらにCIAを始めとする公衆衛生にとどまらない安全保障目的の情報機関が1月時点でその脅威について報告していたが、結局詳細情報の受領自体を拒んでいる。つまり、事前察知および早期対応の必要性から本論において論じたような領域間「重複」が実際に起こり、また少なくとも明らかになっていたにもかかわらず、制度的に十分な担保がなされなかったり、意思決定への反映が行われなかったりする状況があった。

これらの問題の一方で、連邦政府は新型コロナウイルスの起源が当初言われていたような市場でのコウモリからの感染ではなく、武漢のウイルス研究所の研究員の感染によるものである可能性を検討している。2018年1月、北京の米国大使館は北京の初のBSL-4(Biosafety Level4)施設である中国科学院武漢ウイルス研究所に2人の科学技術関係の外交官を派遣し、同施設の安全性及びマネジメントの状況に疑義を呈し、追加的な関心を払い続けるようにレポートしている。Rogin(2020)によれば、最初の報告には、新たなSARS類似のヒトヒト感染の疾病リスクがあることが既に記されていたという(Rogin, 2020)。トランプ大統領は、この問題について米政府として大規模な調査を進めていることを明らかにしており、米情報機関が同研究所及び感染初期状況に関する情報を収集・分析していると報じられ(Baier and Re, 2020)、ポンペオ国務長官はウイルスの研究所起源の説に「かなりの量の証拠がある」と述べた(Viswanatha and Leary, 2020)。この問題に関する正確な全容は現時点で明らかになっておらず、懐疑的な見方も多いが(例えば、オーストラリアの情報機関はこれに疑義を呈している: Galloway and Bagshaw, 2020)、少なくともこのような疑義が生じているという時点で、安全保障上の脅威についてのサーベイランスと公衆衛生上のサーベイランスの重複(の必要性)が浮き彫りになる。

⑤について、疫病による健康面、経済・社会面の負担が重くなることによって、限られた資源を優先的に自国に配分しようとする動きが生まれる。米国等のマスクの輸出制限(毎日新聞, 2020)が好例だが、英仏など少なくとも54の国・地域が年初から一部の医療品の輸出を制限し、人工呼吸器を輸入に頼るアフリカ、中東、南米諸国が不利な状況に置かれている(時事通信, 2020a)。また、感染拡大が激化するなか各国で小麦やコメなどの食料の輸出を制限する動きが活発化しており、世界有数の穀物生産国のインドやロシアなどは「国内の備蓄を増やすため」などとして、小麦やコメなどの輸出量を制限、東南アジアや東ヨーロッパの国々にも同様の動きが拡大している(NHK, 2020d)。こういった動きと並行して、各国は外国での生産に依存していた医療物資や食料品の自国生産を開始しており、この動きは「コロナ以後」も継続する可能性がある。例えば、米国では通商代表部(USTR)のライトハイザー代表が「安価な医療品を他国に過度に頼ることの脆弱性があらわになった」と述べ、トランプ政権や議会では企業に自国での生産回帰を促す政策の検討が始まっている(日経新聞, 2020e)。

本議論における「安全保障」は一般的な食糧安全保障の議論と類似の「総合安全保障」としての性質を持ち、特に先進諸国においては軍事的安全保障というよりは国民生活の安定という側面からの「安全」(Safety)としての面が強い。一方、米国が国家的に、ドイツが注文していたマスクを「強奪」したと報じられたケース(ただしトランプ大統領は公式にこれを否定している。東京新聞, 2020a)など、この問題が深刻化した際には実効的な「力」との結びつきが否定できず、場合によっては軍事的安全保障との関連が顕在化する可能性がある。これは、資源の奪い合いに直接的に軍事的実行使が関わるといった事例のみならず、(しばしば食糧安全保障の議論で見られるように)各国の資源の奪

⁷ Leonard(2020)が指摘するように、この傾向自体はトランプ政権の下でも変わらなかったと考えられる。

い合いがナショナリズムや国との緊張関係を高め、軍事的紛争の危険性・蓋然性を上げるという点も含まれる。

特に、医療資源に関しては、現在新型コロナウイルスについてワクチンや医薬品の開発が進められているが、この生産においてどの程度各国が「平等に」購入できるかは不透明である。特に開発能力の高い米国など先進国がワクチン等開発に先行することが考えうるが、その場合これら医療へのアクセスは自国が優先されることが当然に考えられる(Goodman et al., 2020)。このような問題意識から 2005 年インドネシアが H5N1 のウイルスの共有を拒んだケースは記憶に新しい。このケースでは、高い科学技術水準が確保されない中で当然に自国発生のウイルスを WHO はじめ先進諸国の公衆衛生機関に事実上「義務的に」共有することが求められ、かつ当然に私企業とも共有される一方、これら先進諸国からのワクチンや医薬品への(途上国にとっても) 妥当な価格での共有が拒まれることに疑義を呈したものであった(Sedyaningsih, et al., 2008)。

さらに挙げられるのが、⑥の軍事的脅威の増大についての論点である。新型コロナウイルスの事例では各国軍への感染が拡大しており、その観点からの安全保障上の脅威も甚大であると考えられている。フランスでは空母シャルル・ドゴールとその護衛艦乗組員 2000 人のうち 600 人以上の感染が確認されるなど軍への被害が甚大で、イタリア・スペインとともに軍事行動が大幅に制限されることになった⁸。また、トルコは軍でのコロナ感染者の拡大からシリアへの軍事行動を縮小することを決定した(WEF, 2020; AFP, 2020)。日本でも、ソマリア沖で活動している海上自衛隊の P3C 哨戒機の部隊について、4 月中に予定していた交代を断念するか、2 週間の隔離で対応するか等の検討が行われているが、海賊行為の背景にある地域の貧困問題は、新型コロナウイルスにより拍車がかかり、海賊事案が活発化すると懸念もある(伊藤・寺本 2020; 寺本 2020)。米国軍については、「セオドア・ルーズベルト」で 600 人以上の新型コロナ感染が確認され、横須賀基地を母港とする「ロナルド・レーガン」など計 4 隻の米軍空母の乗組員から陽性反応が出たが、この被害拡大に並行するに伴い中国軍は南シナ海及び台湾周辺での軍事行動を大幅に活発化させている(時事通信, 2020b)。4 月 15 日にはイラン革命防衛隊が米艦船に異常接近した事例(日経新聞, 2020d)、4 月 16 日には中国が小型核実験を行った事例がそれぞれ報告され、新型コロナウイルスへの対応による米軍の即応能力の低下との関連が疑われている(WSJ, 2020)。

これらの動きをもって現時点で直接的な安全保障上の脅威とみなされないとしても、安定的な軍事行動の確保が各国で困難となった場合、地域的勢力図に変化が起きる可能性が常に存在している。軍隊自身への影響は最も直接的なものの例として挙げられるが、国内の状況が公衆衛生・経済・社会の面で総合的に深刻なものとなった場合、対外的な軍事行動よりも国内への資源の投下が優先される蓋然性が高く、このことが新たな安全保障上の不安定さを誘発する可能性がある。

⁸ また、①や②にあげたような形で軍が動員される機会が増加するに伴いこのような問題が深刻化しており、軍が援助にあたる場合には彼らのうちおよそ 2 割は感染していると想定したうえで軍自体の検査を厳密に行う必要があり、そうしなければ援助を行った軍によって感染が拡大してしまう可能性が高いという(WEF, 2020)。

4. 考察と論点

(1)「安全保障」の連続性

新型コロナウイルスの事例は、安全保障と(国際)保健・公衆衛生領域のさらに直接的に深まる重複関係を示すものであると同時に、安全保障概念の内部における様々な要素の連続性を改めて示すものでもあった。本論では、セキュリティ概念が国際保健分野で特に幅広く利用されていることを受けて、より詳細かつ具体的な分析を志向して安全保障領域の中身を分けて論じた。しかし、「公衆衛生目的による単なる軍事的資源の活用」「課題の重要性強調の手段としてのセキュリタイゼーション」が公衆衛生上の利益の徹底のために大幅に強化される時、例えそれらが論理的には純粋な軍事的な意図と何ら関係がないとしても、安全保障領域との間である種の交錯関係が生まれる様子を観察することができる。

例えば、国境管理はあくまでも公衆衛生上の目的および指揮系統下における軍事的リソースの活用として行われ始めたとしても、現地の実質的な指揮権は軍事組織に移るといった可能性も十分に考えられる。実際、国内の公衆衛生上の軍事資源(ネットワーク等含む)活用の例でも、実際に指揮命令系統まで軍事関係機関が担うようになったケースもある。また、軍用輸送機での他国への派遣が行われるとき、これが援助の形であっても、緊張関係が生まれる可能性が残っていることは既に述べている通りである。また、3. ⑥で示したように、各国軍に新型コロナウイルスが蔓延することによって軍事面に与える打撃についても分析が進んでいる(WEF,2020)。さらに、3. ⑤⑥で検討したように、より大きな論点として、経済社会的な打撃の大きさが国力自体の低下を招くことによって安全保障上の脅威となることが考えられる(軍や医療リソース、戦時の投下可能リソースが不足すれば安全保障上の対応能力は低下する)。

「安全保障」概念の分類にはいわゆる「国防」としての側面、(食糧安全保障などの)総合安全保障の側面、「人間の安全保障」など重要性を強調するための側面など多様な分類があり、これらは広義には生存や自由に対する脅威からの自由を共通に表す一方、政策実務的には別の分類に属すると考えられてきた。しかし、新型コロナウイルスの事例では安全保障概念内部の様々な分類の境界が相対化されつつある様子が観察される。

(2)安全保障領域と他領域との連続性とその課題

このような「安全保障領域内部での」様々な安全保障概念の連続性は、別の角度から見れば安全保障領域と他領域の連続性の深まりとパラレルに理解することができる。つまり、安全保障の態様が極めて伝統的なものに限られる時、例えば「国防」と「人間の安全保障」の交錯は必ずしも直接的には顕現しないのであって、他領域との交錯関係がこの安全保障概念内部の連続性と関係している。例えば、イスラエルで公衆衛生上の対応に軍事的資源が動員されたことは、まさに2. で議論し、Graham(2011)らが指摘するように、主にテロ対策の観点から平時からの危機対応としての軍や治安当局の民間との情報共有及び連携が進展しており、軍・警察・消防等の連携が密接であったことと無関係ではない⁹(日経新聞, 2020e)。

さて、新型コロナウイルスの事例は原則として2. での主張の論旨に違わず、一部を補足するものと理解することができる。つまり、サーベイランスの徹底による政策実施強化が異なった分野(保健領

⁹ イスラエルは香港のディーブ・ナレッジ・ベンチャーズ社がまとめた新型コロナウイルス対応への安全評価において1位となり、特に政府管理効率性で高い評価を受ける (<https://www.dkv.global/safety-ranking>)

域および安全保障領域)の交錯を促すという点に関しては、readiness (準備)および response(対応)の双方の面において本件においても同様のことが確認された。

特に、2. では分野横断的な情報収集が「より効率的な情報収集のために」有意義であることを示したが、「効率性」という次元を超えて軍事的な意味も含む安全保障のために情報収集が必須であること、そしてその情報網の統合的運用がなされなかった場合、公衆衛生上も安全保障上も、また経済社会上也極めて大きな問題が生じることも示唆している。

さらに、これは領域間だけではなく、国家が安全保障のために私的な領域に立ち入る監視社会としての側面、つまり公・私間の関係性における「重複」の可能性をも含意するものである。先に述べたように、特に感染力の高い疾病に対する効率的な感染症対策においては情報収集が欠かせないが、これには権力的な営為が伴わざるを得ない。この論点は、一見安全保障と他分野との分野(領域)横断性と無関係な論点のように思え、また異なった文脈で検討されるべきだが、特に異領域間の関係が深まるほど重要な論点となる。なぜならば、本論でも問題意識として述べたように、異領域での情報収集は中立性や非政治性を利用するための「トロイの木馬」となりうるからである。健康を担保する目的に合意したことで収集された情報が、個人を管理する目的で使われたり、あるいは(他国の)安全保障上の目的に利用されたりする可能性は、安全保障上と警察的監視の境が不明確となり、かつ領域間の境界が不明確となることでさらに高まる。

より効率的かつ一貫した分野横断的な情報共有が必要となり、また可能となった場合、領域間での情報の匿名性や秘匿性、中立性をどこまで担保しうるかという点は大きな論点である。この効率性と広義の正当性とのジレンマは公・私間¹⁰の関係にも立ち現われ、これらを両立するための制度的な担保や、倫理的・法的な枠組みの確保がより一層必要となってくる。これらの問題は一般論で整理できる性質のものではないところ、保障される価値の大きさ、侵害される人権や生じる懸念の意義、文化的・社会的文脈、制度の持続期間、情報を保有する機関の性質等に立ち返り、慎重な比較衡量やこのトレードオフ関係を緩和するための制度の導入が求められることになるだろう¹¹。

(3) 情報収集と意思決定

過去の経緯の検討において、安全保障領域と保健領域の「重複」において監視と情報収集が大きな役割を果たすことが検討された。一方、異なる視点として留意したい点は、情報収集後、意思決定に至るまでの経緯にある。新型コロナウイルスの事例で顕現したのは、情報を効率的かつ正確に収集した場合であっても、意思決定にこれが反映されるか否かに関して大きな問題があった点である。

例えば、既に検討したように、ホワイトハウスは新型コロナウイルスの件でも1月中にその脅威に関する報告を受けていた。台湾は、1月頭の時点で新型コロナウイルスにはヒト-ヒト感染の危険があることを察知し、国際保健規則(IHR)の情報共有制度を通じてWHOにも通告していたが、WHOは1月14日にヒト-ヒト感染が起らないものとしてツイートしPHEICも見送っている(Culpan, 2020)。さらに、ウイルスの起源に関して、2018年の段階でいくつかのレポートが中国の研究所におけるSARS類似のウイルス流出の可能性を指摘していたが、これに関する検討自体も十分に進むことはなかった(Rogin, 2020)。

¹⁰ 実際の運用ではデータを収集するプラットフォームが大きな役割を担うところ、公-私間の議論だけではなく、私-私の間の議論にも留意する必要がある。

¹¹ 実務的には個人の合意の確保とその合意内容遵守の担保を含む民主的な統制をどのように実現するかが課題となる(山本, 2020)

単に情報を収集するだけでなく、①正しいリスクアセスメントを行った上で、②それが行動変容に結びつかなくてはならない。新型コロナウイルスの各国の初動の「失敗」は、この②行動変容、及びそのための意思決定プロセスは、情報のみが伝達されていることと同様かそれ以上に重要であるという原則論が改めて示される結果となった。特に、情報へのアセスメントを行うにあたり科学的な見地から早急に警鐘を鳴らし、一定の対処を取れる権限が政府内部でも与えられていない場合、対応の遅れが特に問題となることが改めて指摘される。

(4) 安全保障における国際的ガバナンス—変化と含意—

さて、新型コロナウイルスの事例は感染症対策が国家防衛としての性質を色濃く反映していることを印象付ける。現実に疾病への対処という観点からはボーダー・コントロールが現時点では最も必要な施策の一つである。そして、ワクチンや特効薬、その他医療資源の分配に関わるナショナリズムも顕現している。これらは伝統的・一国主義的安全保障と親和性が高い。

一方、例え安全保障概念を狭く「国防」的なものとしたとしても、飛沫感染かつ感染力が強い以上ワクチンや特効薬が開発されない限り途上国を含めて脅威がおさまらなければ一国の状況が改善したとしても経済・社会活動を通常通りに行うことは不可能である。「人間の安全保障」概念のようにある種の人道支援的性質のものを「広義には安全保障とする」といったニュアンスではなく、自国一国単独の利益を追求した場合であっても他国の状況を把握することが必須となる。これまでも感染症のガバナンスに関してはこの傾向が指摘され、グローバル・ヘルス・セキュリティ概念やグローバル・ヘルス・ガバナンス概念の基礎をなしてきた。しかし、新型コロナウイルスはエボラ出血熱や SARS に比べ基礎再生産数が大きく、致死率は相対的に低いものの不顕性の伝染によって感染制御が困難という性質があり、この危険性を差し迫った脅威として先進諸国につきつけることになった。適切な医薬品やワクチンがなく、かつ完全に疾病の状況を掌握できていない状態で各国間の往来が完全に正常化されれば、ある一国、場合によってはある一地域のみで起こっている新型コロナウイルスの事例が世界的に伝播する可能性がある。

このような各国の高い相互関連性(inter-connectedness)は、国際協調の重要性を示す根拠として度々語られるが、同時に自国の脆弱性としての他国への監視や介入の必要性もつきつける。新型コロナウイルスの対応について、トランプ大統領は新型コロナウイルスに対する中国及び WHO の初期対応につき疑義を呈するコメントを寄せている(Mangan, 2020)。この内容自体の評価については慎重なアセスメントが待たれるし、また既に検討したようにトランプや側近自身の意志決定プロセスに問題があった可能性が指摘されている。一方、思考実験として、仮に伝染病の発生国が十分な管理や対処をすることができなかつた場合、これによって被害を受ける可能性がある周辺国や諸外国がこの対処に対して損害の賠償を求めたり、介入を行ったりすることが正当化されるのかについては議論がある。一般的に考えた場合、感染症発生国は自国国民を守るために少なくとも一定の努力をすることが考えられるところ、感染拡大はキャパシティの不足によるところが大きく、(例え対外的には情報の隠蔽等の問題があったとしても)意図的に感染拡大を見送るということは十分に想定されてこなかった。倫理的にも法的にも疾病の発生の責任を一国に問うということはそれが自然発生のものである限り困難である。しかし、故意であることを明示的に確認することが困難な場合でも、対応において仮に重過失が存在する場合、これに対して責任を問うことはできないのかについては、本来、より具体的な議論がなされるべきポイントである。実際、米国では中国政府の新型コロナウイルスに対する初期対応に問題があったとして中国政府を相手取り 1000 以上の集団訴訟が起こされている(NHK,2020a)。これ自体は国家無答責を考えると認められない可能性が高いが、これまで十分には検討されてこなかった論点の重要性に再度直面する形になった。また、欧州各国ではパンデミックにより株価が下落した企業への中国の買収が相次ぎ、警戒感を強めている。ドイツ政府は8日、自国企

業を買収しようとする企業が欧州連合 (EU) 域外の場合に適用する買収規制の強化策を承認した (Chan. V., Baigorri.M,2020)。感染症の発生国が間接的にであっても何らかの利益を得る場合、自国防衛の観点も含めてこれを制限しようとする動きは想定されるところである¹²。

パンデミック発生後の感染国への介入に関してはさらに具体的な検討が進む可能性がある。本論でも見た通り、WHOをはじめあらゆる国際保健上の対応は現在でもインシデントが発生した国の同意に基づき行われる。IHR の規則改正もこの限界を前提としつつ、私的機関も含めた情報共有枠組みの強化によって実質的な「強制力」を担保しようとしたものだったが、あくまでも国際社会の圧力に依存し、被感染国が拒否すれば調査を行うことは極めて難しい。新型コロナウイルスの事例によってパンデミックの健康・経済・社会上の極めて大きなインパクトが周知されたことによって、IHR の改定議論や、周辺国による情報開示・対応への要求についての圧力が今後強まっていく可能性が高い。実際、オーストラリアは WHO に発生国の同意なく当該国に立ち入ることを可能とする査察権限の付与を提案している (Galloway, 2020)。BWC の例でも強制査察権限は何度も議論され、その度に生物兵器の性質上の困難や介入を忌避する加盟国の反対によって頓挫してきた。こういった政治的な困難や、運用資源上の限界を超えて国際的な枠組みにどの程度の権限が付与されることになるか、あるいは代替的な手段が模索されるかは現時点では未知数である。

これまで、制御が困難かつ医薬品やワクチンの開発が間に合っていない感染症は、世界的に伝播した場合であっても途上国が主であるか、あるいはその打撃の度合いにおいて少なくとも医療の発達した先進国と途上国に大きな差があった。グローバル・ヘルス・セキュリティは深刻な課題として先進国では認識されつつも、その脅威はしばしば予防的な思考実験の枠を出ず、ガバナンスの体制や予算規模の面で厳しい制限の下にあった。発言力の大きい欧米諸国の被害が大きいことによって、国際的な感染症の脅威に対する認識そのものが変化し、今後の国際的なガバナンス体制の変容に大きな影響を与える可能性がある。

¹² この問題は、広義には経済安全保障の問題としても位置付けられる。3. ⑤の論点とも関連する

5. 結語

人の安全と平穏を害する全ての脅威について、情報を早期に入手し、適切な判断を下し、迅速な対応を行う必要性が存在するという観点からは、安全保障領域と保健領域、公と私、場合により国家間の境界は曖昧である。いかにその境界を乗り越えて目的を達成する制度を構築するか、かつ両者のバランスや情報の秘匿性を確保するかが今後の重要な課題の一つになる。これを実現するためには、国内外の双方で、ガバナンスに焦点を当てた議論が必要となる。

さて、「一国主義的ナショナリズム」と「国際的な協調路線」はしばしば対立的な概念のように扱われるし、実際の政策実務上明らかに異なった方向性となることが多い。一方、国際行政の端緒は国際河川行政、国際衛生行政、国際郵便行政等を見ても、各国が自国の利益を守る目的において一国では対処が困難な課題を解決しようとしたことにある。新型コロナウイルスへの対応や、今後の国際的な感染症対策を考えた場合も、必ずしも両者は排他的な関係にあるわけではない。

新型コロナウイルスの脅威により、国際保健と安全保障との関係が様々な観点から顕在化したことによって、自国の利益を確保するという観点から国際的なガバナンスの体制を整えようとする姿勢はより明確なものとなる可能性が高い。特に、既述の通りであるが、以下の点については特により具体的な議論が模索されるべきであると考えられる。

- ① 領域横断的な情報収集能力の強化と適切な情報利用範囲合意のための枠組みの設定：過去の事例や制度的展開は特に本分野における領域横断的な情報収集能力強化の方向性を示してきたが、新型コロナウイルスの事例を通じ、さらなる領域横断的な情報集約のための制度展開が有効であることが示唆された。特に位置情報を含むトラッキングデータの活用や、安全保障目的で収集された情報の転用は、異なるレベルではあるが公衆衛生上の能力強化の観点から直接的に貢献が見込まれる分野である。他方、領域横断性や情報の目的外利用が加速するほど、個人の情報における秘匿性や情報の「オーナーシップ」は危険にさらされることは言うまでもなく、この観点から情報活用における相当な頻度の転用許可、情報利用者の限定、情報活用におけるクリアリングハウスの設定などが必要となる。
- ② 感染症対応における意思決定プロセスの整備：新型コロナウイルスの事例では、情報収集が行われても意思決定にこれが十分に反映されなければ意図した結果を得ることができないことが改めて示された。政治的、「総合的」判断と独立したプロセスとして、早期に収集された事実に基づいて対策が行えるための組織的・制度的担保がより一層重要となる。疾病の深刻さの早期判断については科学的な視点からも不確実性が非常に高く、意思決定内容自体の適切さは制度的な担保によって保障されるものでは全くない。しかし、米国や WHO での新型コロナウイルスの事例における意思決定プロセスなどを検証し、政治的・政策的な最終決定にあたって、収集された情報に基づく判断が少なくとも考慮に十分反映される制度設計を行う必要がある。初期的な政策上の意思決定における保健専門家の意見反映手段の確保や、事実から政策が導き出される判断プロセスの事前の設定などは考慮に値する¹³。
- ③ 感染(発生)国への「介入」制度の整備：新型コロナウイルスの事例では感染症対策がより直接的に安全保障の問題とみなされることになったことで、感染国(とりわけ感染発生国)への介入

¹³ 感染症対策には分野横断的・総合的な判断が必要となる場合が多く、判断プロセスを単純化することは必ずしも効果的ではない。ただし、特に未知の感染症についてはそもそも **Standard of Procedure** や判断のための基準が設定されていない場合も多く、新型コロナウイルスの事例でもしばしばこれが混乱の原因となった。

は感染後の事後的なアセスメントや検証、援助という意味合いを超えた重要性や含意を持つことになる。既述のように、生物兵器ですら国際的な枠組みの設定による捜査には大きな困難が伴いアメリカを中心に多くの国の反対があったことを鑑みるとこの問題は簡単ではない。しかし、現時点での制度は改正後の IHR であっても加盟各国への介入に非常に謙抑的で、ある意味で間接的な情報の流出に依存しているとも言える中で、制度改革に向けた指摘が相次いでいる。新型コロナウイルスの事例に関しては、WHO に恒久的なインシデント発生原因の調査等を行う権限を付与することは困難でも、個別事案への検証という形で調査を行うことは考えられる。他にも、IHR の運用面では初期的なインシデント発生疑いが出た段階で支援を含めてより詳細な状況調査を行うこと、またそのためのキャパシティー強化を行うことが検討事項に入る。より長期的には同規則や国際的な多くの枠組みが実質的な強制力を持っていないということを前提としつつも、各国の情報開示や対応の期待される水準を設定し、これに反する場合には制度的に介入を担保しうる枠組みを作ることも考えられる。

国際的なガバナンス、及びそれに関わる制度の構築にあたっては、自国への他国からの介入を避けたいという動機と、一方で他国の不十分・「不適切」な動きに対しては介入を行いたいという意図が常に同居している。このジレンマによって、国際的なガバナンスに関わる制度構築は差し迫った脅威のない場合には膠着状態に陥ることも少なくない。新型コロナウイルスの事例は、あらゆる国際的なガバナンスが直面するこの課題を顕在化させつつも、安全保障上の明白な脅威であることによって制度を変革する機運ともなりうる。「安全保障」の定義は一つではなく、国際保健におけるその政策的含意も多様であるが、この機運を具体的な制度上、ないし制度運用上の課題解決に繋げうるかは、今後の国際保健、ひいては我々の健康と社会の在り方にも小さくない含意を持つことになるだろう。

[参考文献]

- Balázs, P., Intézet, N., & Foley, K. L. (2010). The Austrian success of controlling plague in the 18 th century: maritime quarantine methods applied to continental circumstances. *Az ókori közel-keleti orvosi szövegek kutatásának helyzetképe*, 1.
- Biswas, N. R. (2011). Is the environment a security threat? Environmental security beyond securitization. *International Affairs Review*, 20(1), 1.
- Buzan, B. (1997). Rethinking security after the Cold War. *Cooperation and conflict*, 32(1), 5-28.
- Buzan, B., Wæver, O., & De Wilde, J. (1998). *Security: a new framework for analysis*. Lynne Rienner Publishers.
- Chapnick, A. (2007). *The middle power project: Canada and the founding of the United Nations*. UBC Press.
- Chayes, A., & Chayes, A. H. (1995). *The new sovereignty*. Harvard University Press.
- Davison, H. P. (1919). *The American Red Cross in the Great War (Vol. 46)*. Macmillan.
- Drezner, D. W. (2009). The power and peril of international regime complexity. *Perspectives on politics*, 7(01), 65-70.
- Erder, L. (1975). The measurement of preindustrial population changes: the Ottoman Empire from the 15th to the 17th century. *Middle Eastern Studies*, 11(3), 284-301.
- Farley, J. (2008). *Brock Chisholm, the World Health Organization, and the Cold War*. UBC Press.
- Feldman, A. (2004). Securocratic wars of public safety: Globalized policing as scopic regime. *Interventions*, 6(3), 330-350.
- Graham, S. (2011). *Cities under siege: The new military urbanism*. Verso Books.
- Haas, E. B. (1964). *Beyond the nation state: Functionalism and international organization*. Stanford University Press.
- Hameiri, S., & Jones, L. (2013). The politics and governance of non-traditional security. *International Studies Quarterly*, 57(3), 462-473.
- Kelle, A. (2007). Securitization of international public health: implications for global health governance and the biological weapons prohibition regime. *Global Governance: A Review of Multilateralism and International Organizations*, 13(2), 217-235.
- Keohane, R. O., & Victor, D. G. (2011). The regime complex for climate change. *Perspectives on politics*, 9(01), 7-23.
- Lee, K. (2009). *The World Health Organization (WHO)*. Routledge.
- Quataert, D. (2005). *The Ottoman Empire, 1700-1922*. Cambridge University Press.
- Relyea, H.C. and Seifert, J. W. (2005). Information Sharing for Homeland Security: A Brief Overview, CRS Report for Congress, updated January 10, 2005

Rood, J. (2004). Pentagon Has Access to Local Police Intelligence Through Office in Homeland Security Department. CQ Homeland Security, July 6, 2004, available at [http://www.cq.com/corp/show.do?page=temp/20040708_homeland].

Rothenberg, G. E. (1973). The Austrian sanitary cordon and the control of the bubonic plague: 1710–1871. *Journal of the history of medicine and allied sciences*, 28(1), 15-23.

Sedyaningsih, E. R., Isfandari, S., Soendoro, T., & Supari, S. F. (2008). Towards mutual trust, transparency and equity in virus sharing mechanism: the avian influenza case of Indonesia. *Annals Academy of Medicine Singapore*, 37(6), 482.

Shchepin, O. P., Ermakov, V. V., & Yermakov, W. V. (1991). *International quarantine*. Intl Universities Pr Inc.

Shea, J. (2013). How is NATO Dealing with Emerging Security Challenges?. *Georgetown Journal of International Affairs*, 193-201.

Srikanth, D. (2014). Non-traditional security threats in the 21st century: A review. *International Journal of Development and Conflict*, 4(1), 60-68.

Sze, S. (1988). WHO small beginnings. In *World Health Forum (WHO)* (Vol. 9, No. 1, pp. 29-34). World Health Organization.

Trombetta, M. J. (2010). Rethinking the Securitization of the Environment. *Securitization Theory*, Abingdon: Routledge, 135-149.

Von Solms, R., & Van Niekerk, J. (2013). From information security to cyber security. *computers & security*, 38, 97-102.

Winslow, C. E. A. (1944). The conquest of epidemic disease. *The American Journal of the Medical Sciences*, 207(2), 270.

World Health Organization. (1948b). Report of the Interim Commission to the First World Health Assembly. Part I Activities. WHO Official Record No.9

World Health Organization. (1958). *The First Ten Years of the World Health Organization*. WHO

Wæver, O. (1993). *Securitization and desecuritization*. Copenhagen: Centre for Peace and Conflict Research.

Çırakman, A. (2002). *From the "terror of the World" to the "sick Man of Europe": European Images of Ottoman Empire and Society from the Sixteenth Century to the Nineteenth* (Vol. 43). Peter Lang.

赤根谷達雄 (2001) 「新しい安全保障の総体的分析」 赤根谷達夫・落合浩太郎編『「新しい安全保障」論の視座』 所収 亜紀書房 2001 年.

城山英明 (1997) 『国際行政の構造』 東大出版会.

永田尚見 (2010) 『流行病の国際的コントロール 国際衛生会議の研究』 国際書院.

松浦(武見)綾子(2017)『国際保健と安全保障の交錯－政策実施機能強化を目的とした対象の重複と情報共有の観点から－』 博士学位請求論文, 東京大学法学政治学研究科

安田佳代 (2014) 『国際政治のなかの国際保健事業—国際連盟保健機関から世界保健機関、ユニセフへ—』ミネルヴァ書房.

【新聞記事】

AFP (2020) 仏空母、コロナ感染 600 人超に 乗組員の 3 分の 1 2020 年 4 月 16 日
<https://www.afpbb.com/articles/-/3278806>

Baier and Re (2020) Sources believe coronavirus outbreak originated in Wuhan lab as part of China's efforts to compete with US, FOX News, April 15, 2020-
<https://www.foxnews.com/politics/coronavirus-wuhan-lab-china-compete-us-sources>

Baltic News Network (2020) 新型コロナウイルス prompts Latvian government to involve army in border patrol with Belarus, April 2, 2020

Bergman, R. (2020), Israel's Not-So-Secret Weapon in Coronavirus Fight: The Spies of Mossad, New York Times, April 12, 2020
<https://www.nytimes.com/2020/04/12/world/middleeast/coronavirus-israel-mossad.html>

Cameron (2020), I ran the White House pandemic office. Trump closed it. , Washington Post, March 13, 2020 https://www.washingtonpost.com/outlook/nsc-pandemic-office-trump-closed/2020/03/13/a70de09c-6491-11ea-acca-80c22bbee96f_story.html

Chan. V., Baigorri.M (2020) Bloomberg , April 10, 2020
<https://www.sankeibiz.jp/macro/news/200410/mcb2004100927026-n1.htm>

Culpan, T. (2020) Taiwan's Viral Success Makes It Harder to Ignore Whatever happens with the WHO, Taipei is being recognized in this fight. Bloomberg, April 6, 2020,
<https://www.bloomberg.com/opinion/articles/2020-04-05/taiwan-s-advance-on-who-in-新型コロナウイルス-shows-its-place-in-world>

FNN (2020) 日曜安全保障 新型コロナ問題 世界中で軍事組織を総動員 2020 年 3 月 9 日
<https://www.fnn.jp/articles/-/25968>

Galloway, Bagshaw (2020) Australian intelligence knocks back US government's Wuhan lab virus claim, The Sydney Morning Herald, May4, 2020
<https://www.smh.com.au/politics/federal/australian-intelligence-knocks-back-us-government-s-wuhan-lab-virus-claim-20200504-p54pk3.html>

Galloway (2020) Australia wants WHO to have same powers of weapons inspectors, The Sydney Morning Herald, April 22 , 2020 <https://www.smh.com.au/politics/federal/australia-wants-who-to-have-same-powers-of-weapons-inspectors-20200422-p54m7i.html>

Goodman, Thomas, Lee Wee and Gettleman (2020) A New Front for Nationalism: The Global Battle Against a Virus, New York Times, April 10,2020
<https://www.nytimes.com/2020/04/10/business/coronavirus-vaccine-nationalism.html>

Gordon (2020) Possible Chinese Nuclear Testing Stirs U.S. Concern, Wall Street Journal , April 15, 2020 <https://www.wsj.com/articles/possible-chinese-nuclear-testing-stirs-u-s-concern-11586970435>

Lieber, D. (2020), Israel Turns to Its Spy Agencies to Combat Coronavirus: Effort includes undercover purchase of testing kits from abroad and phone-tracking to map infections, Wall Street Journal, March 20, 2020 <https://www.wsj.com/articles/israel-turns-to-its-spy-agencies-to-combat-coronavirus-11584735025>

Mangan, D (2020) Trump blames China for coronavirus pandemic: 'The world is paying a very big price for what they did' CNBC, Mar 19, 2020 <https://www.cnbc.com/2020/03/19/coronavirus-outbreak-trump-blames-china-for-virus-again.html>

NHK (2020a) “対応遅れで感染拡大” 米で中国政府を相手に集団訴訟の動き 2020年3月28日 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200328/k10012355231000.html>

NHK (2020b) 国家安全保障局に経済班発足 新型コロナ対策で各省庁の調整も 2020年4月1日 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200401/k10012361341000.html>

NHK (2020c) 国家安全保障局に「経済班」設置「新型コロナ対策を全力で」2020年4月6日 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200406/k10012370161000.html>

NHK (2020d) 感染拡大で各国が食料輸出制限の動き WFPトップが懸念表明 2020年4月10日 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200410/k10012380631000.html>

Rogin(2020) State Department cables warned of safety issues at Wuhan lab studying bat coronaviruses, April 14, 2020, <https://www.washingtonpost.com/opinions/2020/04/14/state-department-cables-warned-safety-issues-wuhan-lab-studying-bat-coronaviruses/>

Shane Harris, Greg Miller, Josh Dawsey and Ellen Nakashima (2020) U.S. intelligence reports from January and February warned about a likely pandemic, Washington Post, March 21, 2020 https://www.washingtonpost.com/national-security/us-intelligence-reports-from-january-and-february-warned-about-a-likely-pandemic/2020/03/20/299d8cda-6ad5-11ea-b5f1-a5a804158597_story.html

Sun (2018) Top White House official in charge of pandemic response exits abruptly, Washington Post, May 11, 2018 <https://www.washingtonpost.com/news/to-your-health/wp/2018/05/10/top-white-house-official-in-charge-of-pandemic-response-exits-abruptly/>

Viswanatha, Leary (2020) Pompeo Says There Is Evidence Coronavirus Came From Wuhan Lab, Wall Street Journal, May 3, 2020 <https://www.wsj.com/articles/pompeo-says-there-is-evidence-coronavirus-came-from-wuhan-lab-11588544574>

WIRED (2020) China is using coronavirus to boost its dystopian social credit system, 2020年3月 <https://www.wired.co.uk/article/china-social-credit-coronavirus> 和訳について <https://wired.jp/2020/03/29/china-social-credit-coronavirus/>

World Economic Forum (2020) Europe's armed forces face a war against coronavirus as military infections rise <https://www.weforum.org/agenda/2020/04/coronavirus-european-armed-forces/> 2020年4月7日

Yasmeen Abutaleb, Josh Dawsey, Ellen Nakashima and Greg Miller, (2020) The U.S. was beset by denial and dysfunction as the coronavirus raged, Washington Post, April 4, 2020 <https://www.washingtonpost.com/national-security/2020/04/04/coronavirus-government-dysfunction/?arc404=true>

朝日新聞 (2020) 総務省、携帯・IT 大手にビッグデータ要請 コロナ対策, 2020 年 4 月 1 日
<https://www.asahi.com/articles/ASN3074G1N30ULFA02B.html>

伊藤, 寺本(2020) 海賊対処の海自隊員、コロナで交代なしか ソマリア沖 朝日新聞、4 月 17 日
<https://www.asahi.com/articles/ASN4K7KWWN4KUTIL061.html>

時事通信(2020a) 輸出制限に歯止めかからず 新型コロナ危機で自国優先 2020 年 04 月 01 日
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2020033101152&q=int>

時事通信(2020b) 中国軍、台湾・南シナ海で挑発 コロナ感染で「米海軍力低下」、北京時事、
2020 年 4 月 12 日 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2020041100267&q=int>

寺本 (2020) ソマリア沖の P3C 部隊、河野氏「2 週間隔離で交代も」、朝日新聞、2020 年 4 月 27 日
<https://www.asahi.com/articles/ASN4V7X3GN4VUTFK00C.html>

東京新聞(2020a) 米、ドイツのマスク「強奪」か タイの空港で20万枚, 2020 年 4 月 4 日
<https://www.tokyo-np.co.jp/s/article/2020040401002671.html>

東京新聞(2020b)クルーズ船支援、自衛隊感染ゼロ 最高レベルの防疫 2020 年 3 月 21 日

日本経済新聞 (2020a) 情報パンデミック(3) 拒否薄れる個人追跡 総監視化の危うさも 2020 年 4 月 10 日
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO57750270X00C20A4EA1000/>

日本経済新聞 (2020b) フィリピン、大統領の権限強化 新型コロナ対応で 2020 年 3 月 25 日
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57238990V20C20A3EAF000/>

日本経済新聞(2020c) 個人追跡でコロナ封じ込め 「総監視化」の危うさも 2020 年 4 月 9 日
https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57750270X00C20A4SHA000/?n_cid=SPTMG002

日本経済新聞(2020d) イラン革命防衛隊、米艦船に異常接近 米軍が非難 2020 年 4 月 16 日
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58111360W0A410C2EAF000/>

日本経済新聞 (2020e) 自衛隊、医療支援で前面に、民間にノウハウ共有急務、PCR検査や帰国者輸送、米やイスラエル、平時から連携 <https://www.wsj.com/articles/israel-turns-to-its-spy-agencies-to-combat-coronavirus-11584735025>

毎日新聞 (2020) 世界マスク争奪戦 駆け引き過熱 生産量 10 倍増の中国存在感 新型コロナ 2020 年 4 月 10 日
<https://mainichi.jp/articles/20200409/k00/00m/030/307000c>

山本龍彦 (2020) 私はこう考える 「公衆衛生」と「個人データ」、NHK, 2020 年 5 月 4 日
https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/interview/detail/opinion_04.html

【インタビュー】

No.	所属機関	実施日	実施場所	実施方法	担当者所属部門
Interview1	WHO	6/24/2015	Genève	in person	Legal
Interview2	WHO	6/25/2015	Genève	in person	Event Management
Interview3	WHO	7/13/2015	Genève	in person	General, budget
Interview4	WHO	8/4/2015	Genève	in person	GOARN